



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○ 柵田地域振興法施行規則
(総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境一)

(告示)

○ 柵田地域振興法施行規則第一条第六号及び第三条第五号の規定に基づき主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を定める件
(総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境一)

(公告)

諸事項

官庁

公示送達関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

警察共済組合定款の一部変更、独立行政法人国際協力機構一般勘定平成三十事業年度決算、公認会計士等の登録及び登録抹消、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

哭 哭 哭

省 令

○ 農林水産省、国土交通省、令第一号
環境省

柵田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項並びに第十条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、柵田地域振興法施行規則を次のように定める。
令和元年八月十六日

柵田地域振興法施行規則
(指定柵田地域の指定の申請)

第一条 柵田地域振興法（以下「法」という。）第七条第一項の規定により指定の申請をしようとする都道府県は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 申請に係る柵田地域の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位及び当該柵田地域を表示した付近見取図

二 法第六条第一項の規定により都道府県柵田地域振興計画が定められているときは、当該都道府県柵田地域振興計画

三 法第七条第二項の規定により協議をした関係市町村との協議の概要

四 法第七条第三項の規定による提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要

五 柵田等の保全に関する都道府県又は市町村の条例が定められているときは、当該条例の写し

六 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類

第二条 法第七条第六項の規定により指定柵田地域の指定の解除の申請をしようとする都道府県は、別記様式第二による申請書に前条第三号に掲げる図書を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

(指定柵田地域振興活動計画の認定の申請)

第三条 法第十条第一項の規定により認定の申請をしようとする市町村は、別記様式第三による申請書に次に掲げる図書を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 縮尺、方位及び指定柵田地域振興活動を通じて保全を図る柵田等の範囲を表示した付近見取図

二 指定柵田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書

三 法第八条第五項の規定により協議をした都道府県知事との協議の概要

四 法第八条第四項第二号に掲げる事項を記載している場合には、同項の規定により作成されているエコツアーリズム推進全体構想

五 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類

(認定柵田地域振興活動計画の変更の認定の申請)

第四条 法第十条第五項の規定により認定柵田地域振興活動計画の変更を受けようとする市町村は、別記様式第四による申請書に前条各号に掲げる図書のうち当該認定柵田地域振興活動計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第五条 法第十条第五項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 指定柵田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名の変更

二 計画期間の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、指定柵田地域振興活動計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

附則

この省令は、法の施行の日（令和元年八月十六日）から施行する。